



China Tax Monthly

(KPMG 中国税務月報)

2020年7月



中国税関の移転価格調査の最新動向について

中国の税関は、輸入貨物申告価格の審査を行う際に、関連者関係が申告価格の妥当性に影響するかを重要な審査項目としている。通関一体化改革後に上海、広州、北京・天津に新たに設置された税関の税収管理局は、全国で収集した通関申告データに基づき、輸入貨物申告価格の合理性に対する事後監督・管理を強化しており、税関の税収管理局による輸入価格調査案件が増えている。

税関総署の最近の指示により、2020年4月から、全国各地の多くの企業は相次いで管轄税関、上海の税関局などから通知を受け、移転価格ローカルファイル、移転価格ポリシーなど関連者取引に関する情報提供を要求されている。税関は、これら提出資料を分析した上で、正式調査対象企業を選定し次の段階の審査を実施する見込みである。

関連者間の取引価格審査において、税関と税務局は着目点、準拠する法令、審査方法などで大きな相違点がある。両当局の質疑に対応するにあたり、いかに提出情報の整合性を保ち、二重課税を回避するかは、企業にとって大きなチャレンジとなる。本文は税関の移転価格調査の最新動向及び対処すべきリスク点、並びに税関と税務局の両当局により移転価格問題の審査を受ける際の問題点及び対応方法について述べる。

税関の移転価格審査の要求およびリスク提示

税関は、企業が申告した輸入価格に対し、真実性、完全性及び合理性の観点から審査を行う。そのうち、中国企業が海外関連会社から一般貿易方式で貨物を輸入する際に、関連関係を利用し、故意に申告価格を低くし輸入税金を過少納付する行為があるか、いわゆる輸入価格の合理性問題について、税関の価格審査の重点の一つとしている。

企業では一般貿易での貨物輸入が関連取引と関わる場合、税関が認可する価格評価方法で特殊関係が輸入価格の合理性に影響しないことを立証し、またはテスト価格が取引価格と差異がある場合、関連者との取引が一般商業慣習に合致することを立証し、関連差異に関する説明が税関に認められる必要がある。

一方、中国通関一体化改革後に、中国税関内部管理体制が大きく変化し、輸入価格審査は貨物通関時から事後監査に変更された。税関は内部のビックデータに基づき同類貨物の全国の輸入データをモニターしているため、最近の輸入価格税関調査は以下の特徴がある：

- 主管税関による管轄内の企業への質疑調査以外に、全国三カ所の税関局により全国企業への事後の調査案件が明らかに増加しており、主に特定業界及びグループ企業を対象にする傾向がある。
- 輸入価格に対する税関審査において、ロイヤリティに係る輸入価格調査がほぼ一段落して、ロイヤリティ課税に関わる税関の監督の重点は、追徴を受けた企業に対し調査対象年度以降の自主申告に変更された。一方、税関の最近の動向からすれば、関連者関係が輸入申告価格の妥当性に影響するかが、現在の税関価格審査の重点となっている。

企業は関連者関係の影響により税関から輸入価格審査と追徴を受けた場合、通常輸入税金の追加納付を要求されているが、延滞金と罰金を科されたケースはまれである。しかし、2016年に通関申告書様式が修正されて以降、企業は各輸入貨物の通関申告書において、輸入貨物が特殊関係と関わるのか、かつ特殊関係が成約価格に影響したのかなどを確認事項について、書面で確認しなければならない。通関申告書上特殊関係の存在を否定し、または特殊関係が輸入価格に影響することを否定していたが、税関の事後調査により、移転価格問題があると税関に認定された場合、当初の申告が不実申告に該当するのか、これによって延滞金と罰金が科され、税関格下げのリスクがあるかについて、留意すべきである。

税関からの移転価格調査の対応策

上述の税関動向を受けて、企業は仮に税関から関連の質疑調査を受ける際に、以下の通り助言させて頂きたい：

- **税関審査観点からの資料準備**：関連者間の取引価格審査において、税関と税務局は着目点、準拠する法令、審査方法などで大きな相違点がある。企業は税関からの移転価格関連の質疑調査に対応する際に、税務法規に基づいて準備された移転価格同時文書、関連価格ポリシーの説明などの資料提出を税関に要求される場合が多い。これらの税務資料に対し、税関法令の要求に則って内容を確認した上、必要があれば税関審査のための専用資料を準備する。調査初期段階に適切な資料を提出することにより、更なる税関の質疑を防ぐことができる。
- **企業内部のコミュニケーション強化**：移転価格に関する税関の質疑と調査の初期段階においては、会社の財務担当者と税関担当者は緊密に連携し、外部に提出する資料が税関と税務の双方規定に合致することを確保し、なるべく税関と税務局への説明内容の整合性を求め、双方のいずれから更なる質疑または潜在的な二重課税問題を回避することを提案する。
- **グループ内の情報共有と連携作業を強化**：最近の調査事例からすれば、全国三カ所に所在する税関の税収管理局により実施される案件が多い。よって、中国国内において複数の子会社を持つ日本企業は、中国国内の他の関連会社、中国地域の統括会社、日本本社とタイムリーに情報交換を行い、各社により提出した資料の整合性を確保し、グループ他社へのリスク波及を回避することを提案する。

同じく移転価格審査に対し税関と税務局の立場が異なる

税関と税務局は移転価格審査を行う際に、両方とも独立取引価格原則を使用しているものの、双方の注目点が完全に異なる。

- 税関の注目点：輸入貨物の申告価格が輸入税金の計算基礎となるため、海外仕入先との関連関係を利用し、意図的に輸入価格を低く申告していないかが、税関の注目点となる。
- 税務局の注目点：中国輸入会社は、輸入貨物原価を含む原価費用を収入から差し引いた後の利益に対し企業所得税を納税する。企業が関連仕入価格を高くして、中国会社の課税所得を意図的に低減していないかが、税務局の注目点となる。

上述の通り、税関と税務局の移転価格審査の注目点及びリスク識別方法が大きく異なるため、企業が税関と税務局に同時に認められる価格設定ポリシーを制定するのが困難であり、両当局に輸入価格の合理性について指摘されるリスクが生じて、経営上の不確実性をもたらす。また、中国の税関と税務局は独立した政府機関であり、企業が両局のいずれかから事後調査で課税を受けた場合、両当局間の協議制度がないため、二重課税が生じることとなる。

現在、中国の一部の地区において、税関と税務局は共同協議メカニズムを構築することを検討している。企業の関連輸入価格と企業の利益水準について、両機関は事前に意思疎通または協議を行い、合意が達成できる場合、企業では両機関に認められた関連価格（あるいは利益水準）を実行できれば、両機関からの調査を回避することができる。それにより、外資企業の関連取引の価格設定ポリシーの執行に確実性を与え、二重課税問題を根本的に解決することを期待できる。このような協議メカニズムの試みは、中国のみならずグローバルでも革新的な制度であり、大量のクロスボーダー関連取引を有する日系企業にも大きな影響を与えるため、当局の試行事例の行方に注目する必要がある。

(MUFG BK 中国月報 2020年7月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel: +86-755-2547-1198

E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com